

三重県内の最低賃金

三重労働局
労働基準監督署

三重県最低賃金

時間額 **724 円** (平成24年9月30日発効)

「三重県最低賃金」は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や年齢を問いません。
なお、特定の産業に該当する事業場で働く労働者には、下表の「特定（産業別）最低賃金」が適用されます。
また、派遣労働者については、派遣先の地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

特定（産業別）最低賃金 (適用業種編(E000)は日本標準産業分類項目コード)

最低賃金件名 (効力発生日)	最低賃金額	適用業種	当産業の最低賃金が適用されない者 (三重県最低賃金が適用される者)
三重県ガラス・同製品製造業最低賃金 (平成24年12月27日)	時間額 788円	(1) ガラス・同製品製造業(E211) (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粹持株会社を営む使用者(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 屋い入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に従事する者
三重県鉄鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業 最低賃金 (平成10年12月15日)	日額 5,907円 時間額 739円	(1) 鉄鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)(E2251) (2) 可鍛鋳鉄製造業(E2252) (3) 鋳鉄管製造業(E2293) (4) (1)から(3)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (5) 純粹持株会社を営む使用者(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 屋い入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 手作業による中材のバグ取り、軽易な組立て、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め又はレッテル貼りの業務
三重県電線・ケーブル製造業最低賃金 (平成24年12月27日)	時間額 808円	(1) 電線・ケーブル製造業(E234) (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粹持株会社を営む使用者(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 屋い入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 手作業による中材のバグ取り、軽易な組立て、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め又はレッテル貼りの業務 ハ 手作業による軽易な包装、箱詰め又は運搬の業務
三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業 最低賃金 (平成24年12月27日)	時間額 805円	(1) 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業(E242) (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粹持株会社を営む使用者(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 屋い入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 書類等の事業場内集配、複写、運搬又は簡易な入力の業務 ハ 手作業により又は工具若しくは小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、穴あけ、取付け、検査又は材料若しくは部品の送給の業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。) ニ 塗装若しくはマッキにおけるマスキング又はさび止めの処理の業務
三重県一般機械器具製造業最低賃金 (平成15年12月15日)	時間額 762円	(1) ポンプ・圧縮機器製造業(E252) (2) 一般産業用機械・装置製造業(E253) (3) その他のはん用機械・同部分品製造業(E259) (4) 農業用機械製造業(農業用器具を除く)(E261)(農業用トラクタ製造業を除く。) (5) 建設機械・鉱山機械製造業(E262)のうち、建設用クレーン製造業 (6) 機械機械製造業(E263) (7) 生活関連産業用機械製造業(E264) (8) 基礎素材・部材用機械製造業(E265) (9) 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業(E267) (10) その他の生産用機械・同部分品製造業(E269) (11) 事務用機械器具製造業(E271) (12) サービス用・娛樂用機械器具製造業(E272) (13) (1)から(12)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (14) 純粹持株会社を営む使用者(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(12)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 屋い入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 附い又は競役の業務 ハ 書類等の事業場内集配、複写又は運搬の業務 ニ 手作業により又は工具若しくは小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、穴あけ、取付け、検査又は材料若しくは部品の供給、取りそろえ、結束の業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。) ホ 塗装品の単純な吊り掛け又は吊り下しの業務 ヘ 塗装若しくはマッキにおけるマスキング又はさび止めの処理の業務
三重県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金 (平成24年12月27日)	時間額 793円	(1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業(E288) (2) 電気機械器具製造業(電球・電気照明器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)(E299) (3) 情報通信機械器具製造業(ビデオ機器製造業、デジタルカメラ製造業、電子計算機・同附属品装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)(E30) (4) 純粹持株会社を営む使用者(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 屋い入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 取上において工具又は小型動力機を用いて行う組立、巻締、端末処理、カム、穴あけ、ねじ切り、曲げ、バリ取り、マーク打ち、打抜き又は刻印の業務 ハ 手作業による検品、検査、選別、材料若しくは部品の供給若しくは取りそろえ、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベル貼り、マッキのマスキング、みがき、脱脂、塗油又は運搬の業務 ニ 書類等の事業場内集配、複写又は運搬の業務 ホ 附い又は競役の業務
三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品 製造業、船舶製造・修理業、船用機器製造業、産業用 運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用 機械器具製造業最低賃金 (平成24年12月27日)	時間額 829円	(1) 建設機械・鉱山機械製造業(E262)のうち建設用ショベルトラック製造業 (2) 自動車・同附属品製造業(E311) (3) 船舶製造・修理業、船用機器製造業(E313) (4) 産業用運搬車両・同部分品・付属品・工具品製造業(E315) (5) その他の輸送用機械器具製造業(E319)(自転車・同部分品製造業を除く。) (6) (1)から(5)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (7) 純粹持株会社を営む使用者(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 屋い入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 附い又は競役の業務 ハ 書類等の事業場内集配、複写又は運搬の業務 ニ 手作業により又は工具若しくは小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベル貼り、マッキのマスキング、みがき、脱脂、塗油又は運搬の業務 ホ 手作業による簡単な落とし、塗装若しくはマッキにおけるマスキング又はさび止めの処理の業務

1 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。

(1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当 (2) 時間外、休日及び深夜割増賃金 (3) 臨時に支払われる賃金 (4) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

2 最低賃金の減額条例

次に掲げる労働者については、使用者が三重労働局長の許可を受けた時は、減額された額により最低賃金の効力についての規定が適用されます。

(1) 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者 (2) 試の使用期間中の者 (3) 認定職業訓練を受ける者のうち一定のもの (4) 軽易な業務に従事する者 (5) 断続的労働に従事する者

「最低賃金」についてのお問合せは、三重労働局労働基準部賃金室(電話059-226-2108)又は最寄の労働基準監督署へお願ひします。

三重労働局ホームページ(<http://mie-rooudoukyoku.mhlw.go.jp/>)、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)、もご参照ください。